

広島労働局提出資料

トラック輸送における取引環境・労働時間改善各県地方協議会 中国管内合同開催

令和8年2月16日

広島労働局労働基準部監督課

- 1.自動車運転者に係る労働時間等に関する状況
- 2.トラック運転者の働き方改革の推進に向けた
主な取組

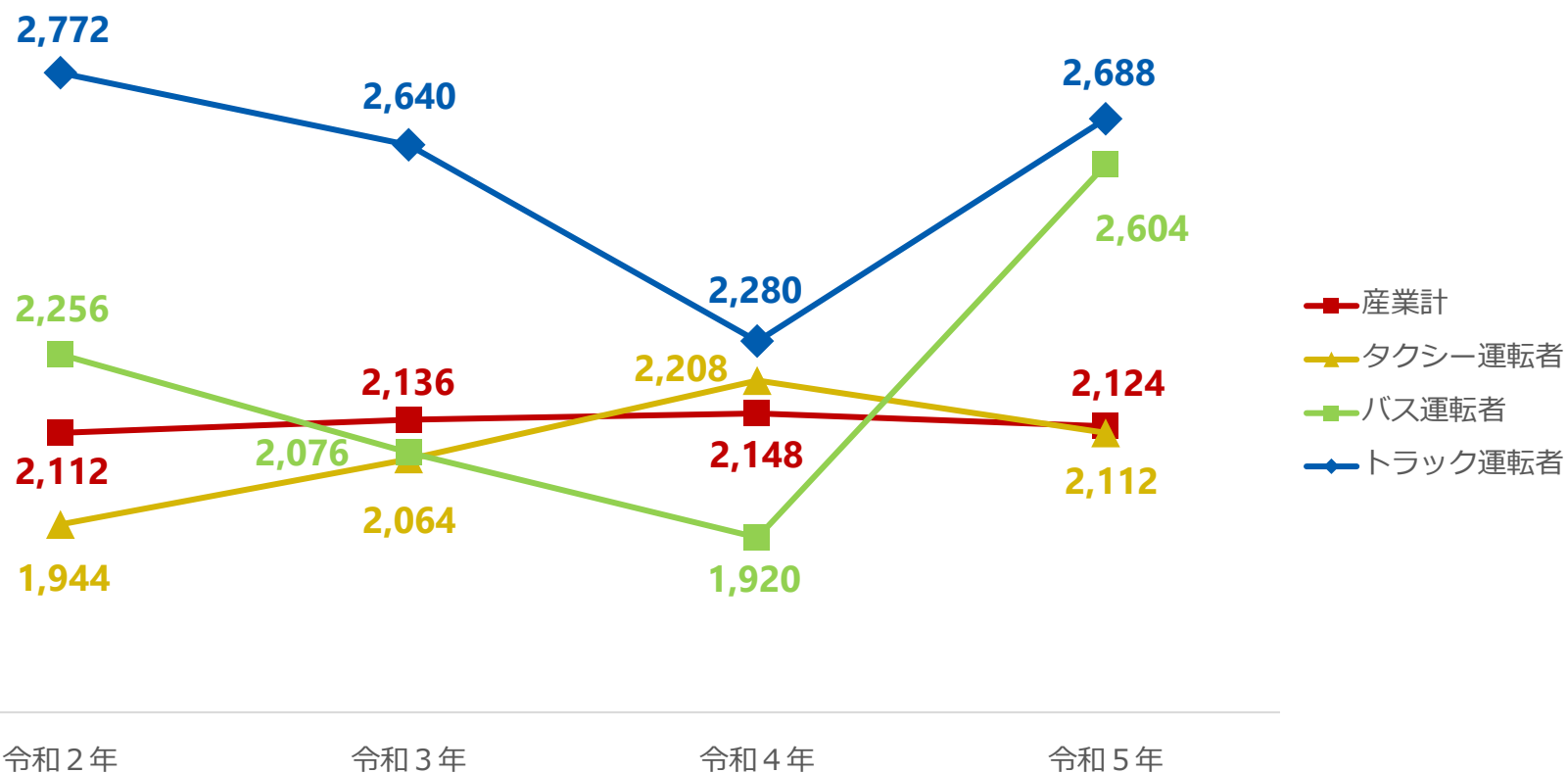
1.自動車運転者に係る労働時間等に関する状況



自動車運転者に係る労働時間の推移（広島県）

- ・自動車運転者は、依然として長時間・過重労働が課題となっている。
- ・広島県における令和5年の自動車運転者の年間総労働時間数は、タクシー運転者は産業計と同水準であるものの、バス運転者は480時間、トラック運転者（※）は564時間多くなっている。

広島県の自動車運転者の年間の総労働時間数の推移



（※）トラック運転者の労働時間数は、営業用大型貨物自動車運転手の労働時間数を表したものの。

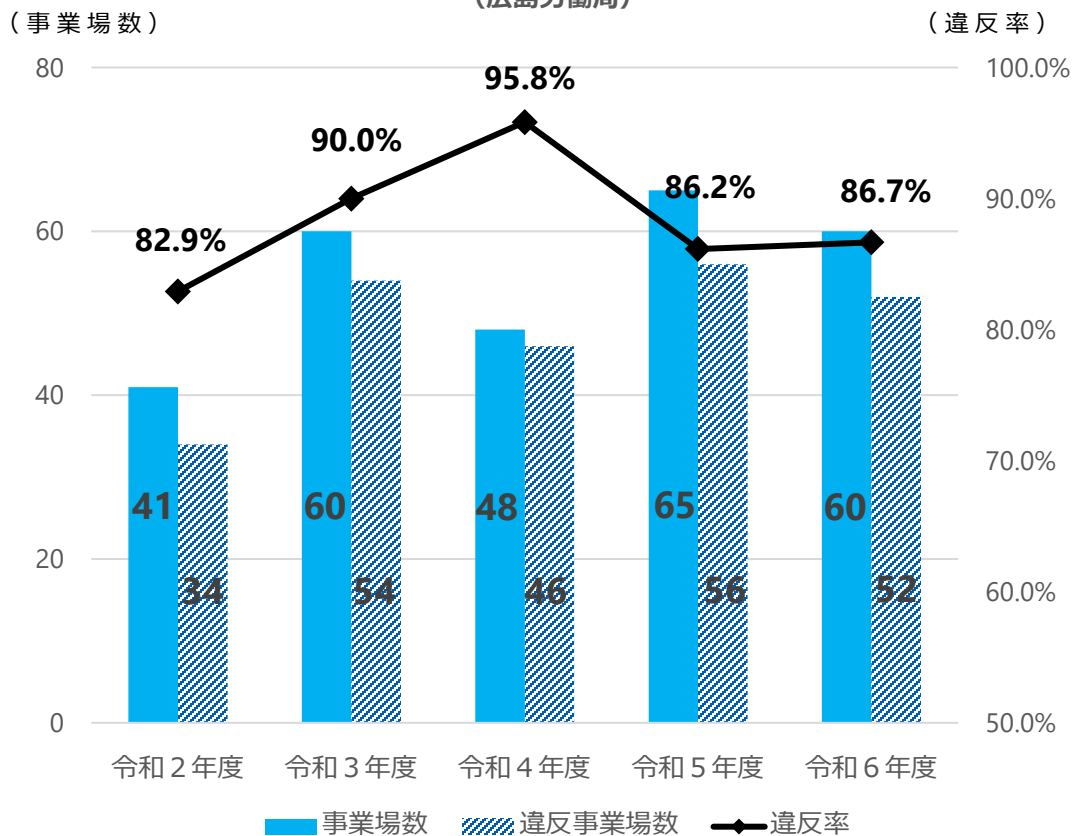
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

道路貨物運送業を重点とした監督指導の状況（広島労働局）

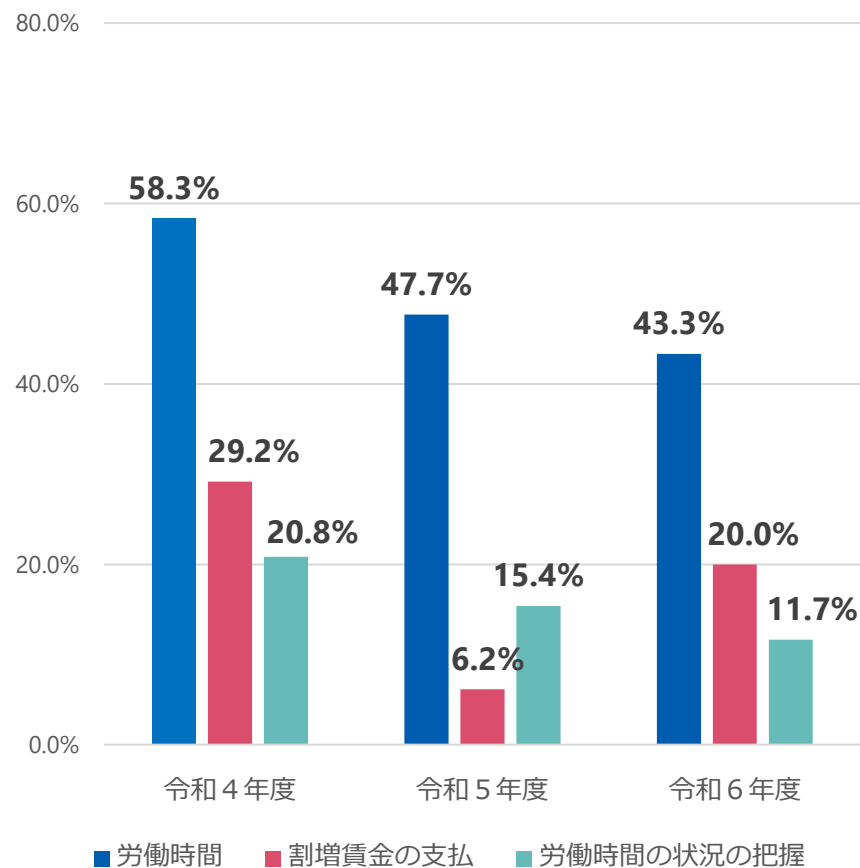
- ・令和6年度に道路貨物運送業を重点とした監督指導を行った事業場に係る労働基準関係法令の違反率は86.7%と高く、令和2年度以降、同水準で推移している。
- ・令和6年度の労働基準関係法令の主な違反事項の違反率は、労働時間43.3%、割増賃金の支払20.0%、労働時間の状況の把握11.7%となっている。

監督実施/違反事業場数及び労働基準関係法令違反率の推移

(広島労働局)



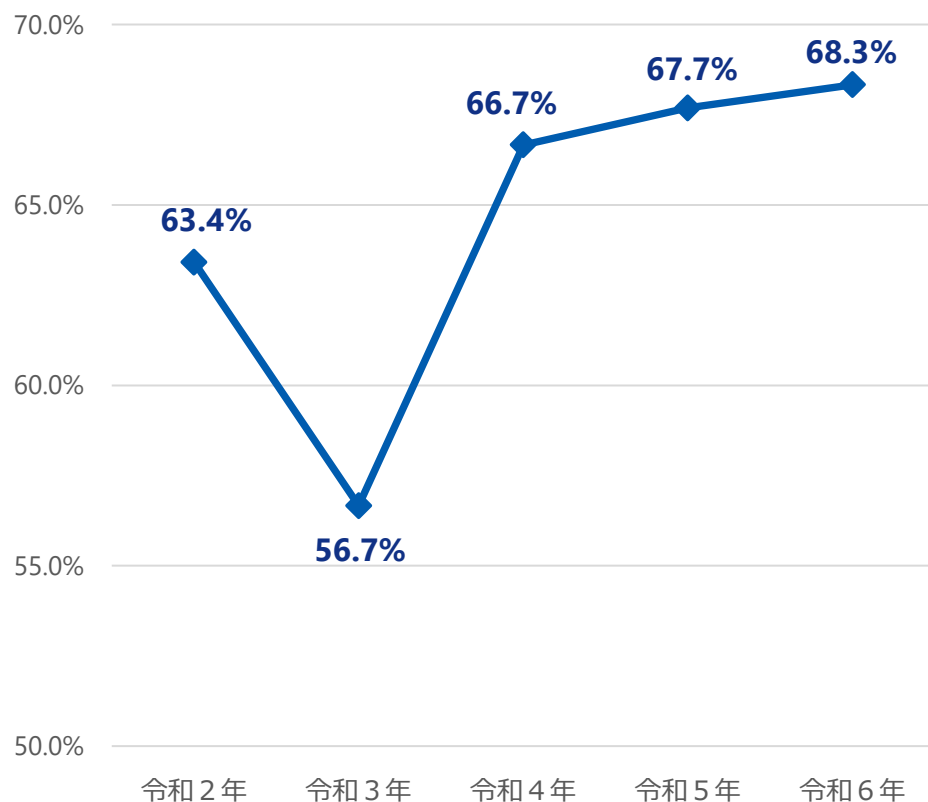
労働基準関係法令の主な違反事項の違反率（広島労働局）



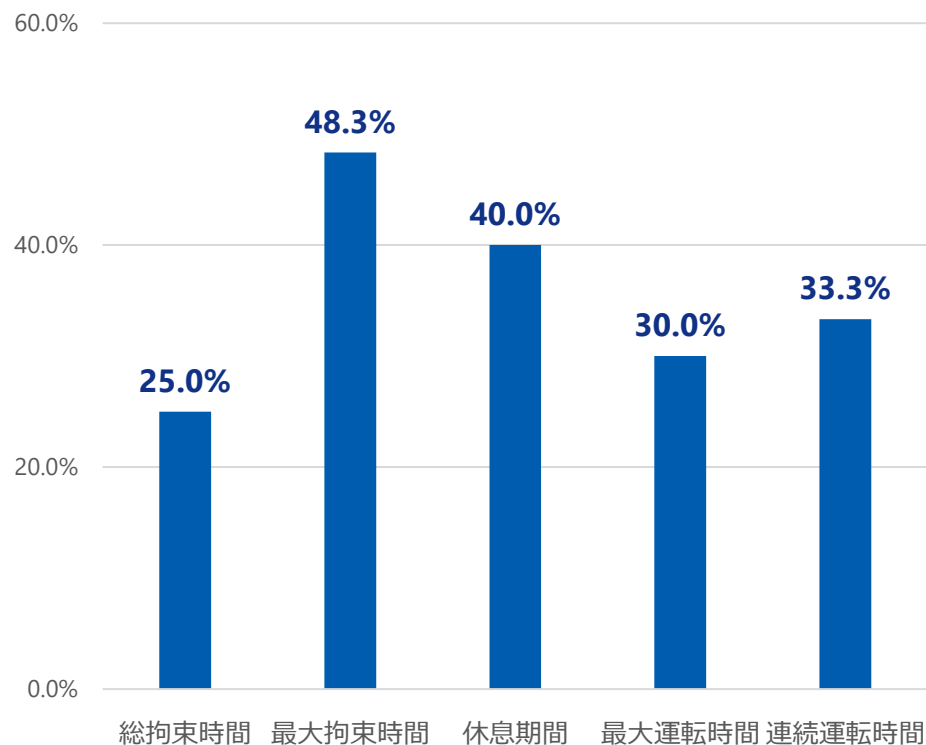
道路貨物運送業を重点とした監督指導の状況（広島労働局）

- ・ 令和6年度に道路貨物運送業を重点とした監督指導を行った事業場のうち、68.3%にあたる41事業場において、改善基準告示違反が認められた。
- ・ 令和6年度の改善基準告示の主な違反事項の違反率は、総拘束時間25.0%、最大拘束時間48.3%、休息期間40.0%、最大運転時間30.0%、連続運転時間33.3%となっている。

改善基準告示（※）の違反率の推移（広島労働局）



改善基準告示の主な違反事項の違反率
（広島労働局・令和6年度）



（※）自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）

労働基準監督署における指導事例（広島労働局）

- ・労働基準監督署では、法令違反が疑われるトラック事業者に対し監督指導を実施し、トラック運転者の労働条件の確保に取り組んでいる。
- ・改正後の改善基準告示に関して、指導を行った事例は以下のとおり。

労働基準監督署の指導

- 食料品の配送業務に従事しているトラック運転者に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（1か月当たり141時間）が認められたため、是正勧告した。
- 改善基準告示に関し、①1か月の拘束時間が310時間（最大343時間）を超えていること、②連続運転が4時間を超えていることが認められたため、是正勧告した。
- 荷役時間等が記録されておらず、運行状況の管理が不適切であることを認めたため、労働時間の適正な把握について指導した。
- 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策について、調査審議等が行われていなかったため、指導した。

2.トラック運転者の働き方改革の推進に向けた 主な取組

トラック運転者の働き方改革の推進に向けた主な取組

取引慣行の改善に向けた取組

- 労働基準監督署による荷主への要請
- トラック・物流Gメンへの協力
- 周知広報

トラック事業者を支援する取組

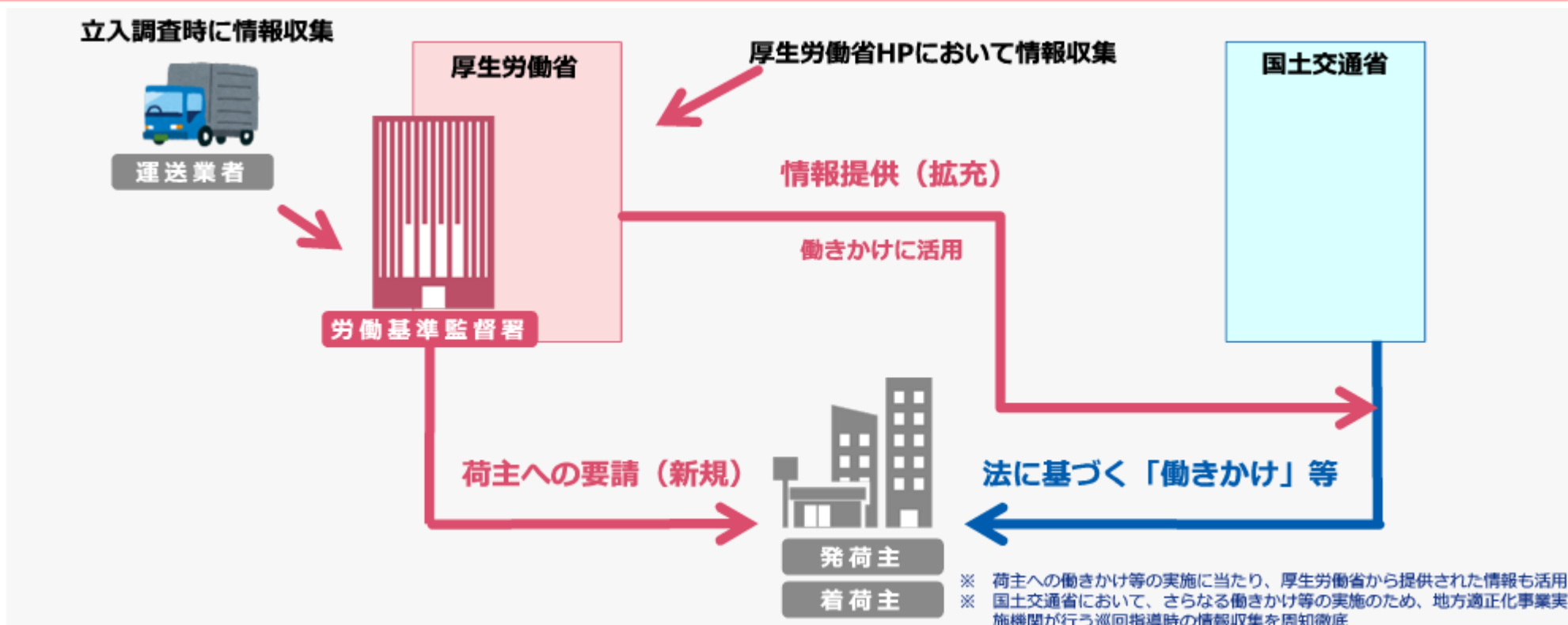
- 労働時間等説明会の開催等
- 働き方改革推進支援助成金による支援
- 働き方改革推進支援センターによる支援

労働基準監督署による荷主への要請（トラック）

労働基準監督署による要請（令和4年12月23日～）

- ▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**
 （要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。
 運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**

	令和4年12月～令和7年6月
実施件数	22,417件（全国）



労働基準監督署による荷主への要請（トラック）

- ・賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことを周知している（「標準的運賃」の周知）。
- ・令和6年5月15日にいわゆる物流法が改正され、荷待ち時間等の削減に新たな努力義務が課されたことを周知している。

荷主への要請時に配布するリーフレット「STOP！長時間の荷待ち」

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP!

長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動
なくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、**荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。**

国土交通省 厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

「改善基準告示」の解説動画も公開中!

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- ・予約受け付けシステムの導入（発着荷主共通）
- ・パレット等の活用（発着荷主共通）
- ・納品リードタイムの確保（着荷主）
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定（発荷主）など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・卸売事業者の取組に関するガイドライン」(2023年6月)

運送契約を締結するにあたっては、**契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにします。**

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、**事故によく相談して決めましょう。**

パフレット「荷役作業の効率化を促進しよう」(国土交通省労働基準局)に関するお問い合わせはこちら

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、**改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。**

※改善基準告示について、詳細はパフレットをご覧ください。ご不明な点は最寄りの労働基準監督署又は労働局に電話でご問い合わせください。

パフレット「トラック運送事業者の労働時間等の改善基準のガイドライン」に関するお問い合わせはこちら

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、**「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。**

国土交通省「標準的運賃」が告示されました。

「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年度版」に直面しています。

こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模に関わらず、すべての荷主（発荷主・着荷主）と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。

また、トラック事業者の取組に対しては、運送契約締結時の書面交付や変運送体制管理の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた**「改正物流法」**についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「改正物流法」について

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。

ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

(2024.9)

荷主への要請状況（広島労働局）

- ・令和4年度以降の荷主への要請状況は以下のとおり。

荷主への要請状況

（広島労働局）

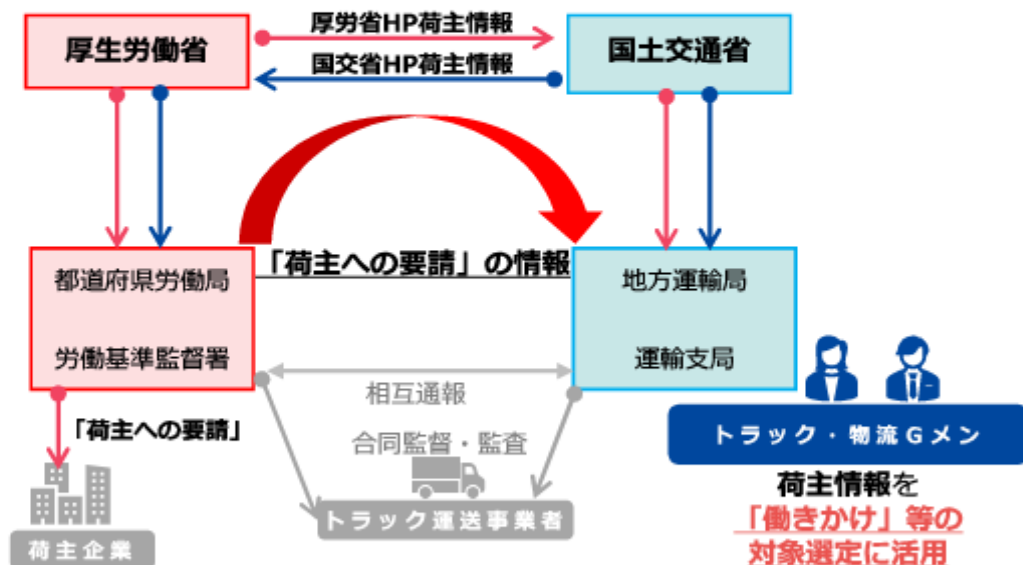
年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要請事業場数	40	265	211	157

※令和7年度は、令和7年11月末日現在。

「トラック・物流Gメン」（国土交通省）との連携

① 荷主情報提供の運用

- 国土交通省へ荷主情報提供
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



③ 「標準的な運賃」の周知

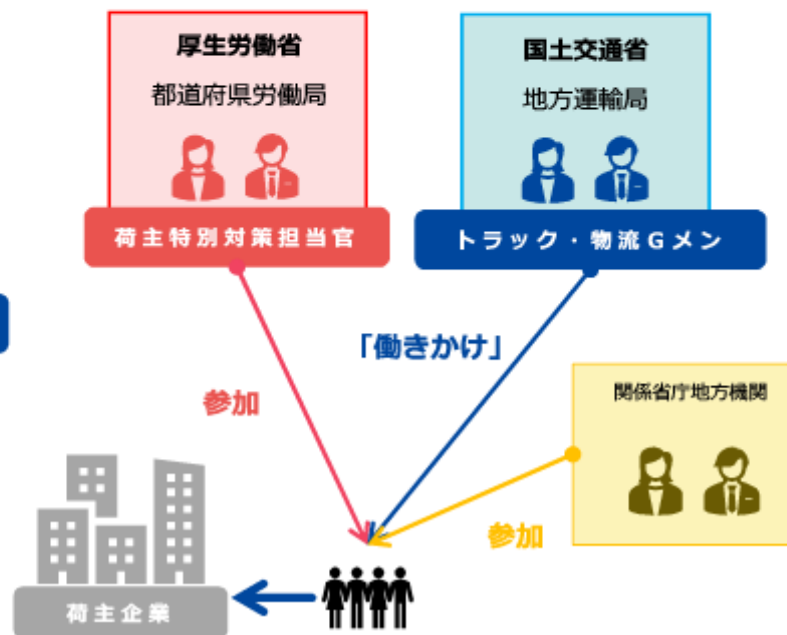
労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

② トラック法に基づく「働きかけ」の連携

荷主企業に対し、

- 国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



労働時間等説明会の開催等（トラック）

- ・貨物自動車運送業の事業場において長時間労働抑制等に向けた自主的な取組が促進されるよう、時間外労働の上限規制を中心とした労働時間に関する法制度の周知、理解の促進に向けた説明会、事業場への個別訪問による支援を行っている。

労働時間等説明会の開催状況

(広島労働局)

年度	開催回数（回）	事業場数（社）
令和5年度	31	521
令和6年度	19	234
令和7年度	9	202

※令和7年度は、令和7年9月末日現在。

個別訪問支援の状況

(広島労働局)

年度	訪問事業場数
令和5年度	197
令和6年度	16
令和7年度	6

※令和7年度は、令和7年11月末日現在。

自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

令和8年度概算要求額 1.7億円（1.9億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自動車運転者は、①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある ②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。⇒労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題。
- 長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり。⇒荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。
- 自動車運転の業務や建設の事業には令和6年度から上限規制の適用が開始されており、令和7年度以降も取引環境の改善等のための関係法令が順次施行される。
⇒引き続き上限規制や改善基準告示について周知を行うとともに、荷主や発注者に対して、取引環境の改善を通じた長時間労働の削減に取り組むようこれまで以上に促していくことが必要。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

(1) 荷主等に対する自動車運転者等の長時間労働削減のための情報発信

- 取引環境改善に向けた企業・国民向け周知広報特設サイトの継続運用
- 自動車ポータルサイトの継続運用
- 建設労働者の労働環境改善に向けた特設サイトの継続運用

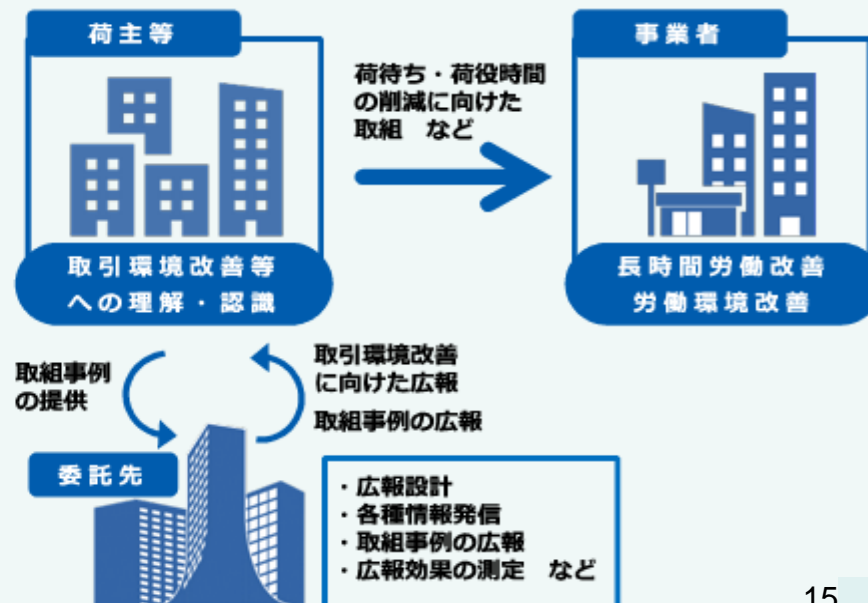
(2) 荷主等による自動車運転者等の長時間労働削減に資する取組の促進

- 時間外労働の上限規制・改善基準告示の周知広報
- 荷主等による取組事例の周知広報

実施主体等

- 実施主体：委託事業（民間団体等）
- 事業実績（令和6年度）：
 - ・ 取引環境の改善に向けた企業・国民向け特設サイトアクセス件数 57万6,469件
 - ・ 自動車ポータルサイトアクセス件数 36万5,272件

(2) について



働き方改革推進支援助成金

令和8年度概算要求額 **101億円 (92億円)** ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局 ○令和6年度支給件数 4,283件

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名	成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース <small>（長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）</small>	建設事業 ①～⑥の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間（※）以上の勤務間インターバル制度を導入 <small>※ 自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上</small> ⑥ 所定休日の増加 ⑦ 医師の働き方改革の推進
	自動車運転の業務 ①～⑤の何れかを1つ以上	
	医業に従事する医師 ①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上	
	砂糖製造業 <small>（鹿児島県・沖縄県に限る）</small> ①～⑤の何れかを1つ以上	
	その他長時間労働が認められる業種 ①～⑤の何れかを1つ以上	
労働時間短縮・年休促進支援コース <small>（労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）</small>	①～③の何れかを1つ以上	①： 250万円 （月80H超→月60H以下）等 ②： 100万円 （10H以上）等 ③： 25万円 ④： 25万円 ⑤： 170万円 （11H以上）等 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師 150万円 （11H以上）等 ※建設業、砂糖製造業、その他 ⑥： 100万円 （4週4休→4週8休）等 ⑦： 50万円
勤務間インターバル導入コース <small>（勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成）</small>	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H： 100万円 ・11H以上： 150万円
取引環境改善コース（仮称） <small>（荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成）</small>	荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること	上限額： 100万円
団体推進コース <small>（傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）</small>	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額： 500万円

- **助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）**：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組
（取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設定、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 等）
（団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等）

○ **加算制度あり**（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）

<賃金引き上げ> 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上：**6万円～最大60万円**、5%以上：**24万円～最大480万円**、7%以上：**36万円～最大720万円**）。

<割増賃金率引き上げ> ①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を**25万円**加算。

②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を**100万円**加算。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

令和8年度概算要求額 30億円 (30億円) ※ ()内は前年度当初予算額。

1 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、センター本部及び47都道府県センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信

などの支援を行う。

<取扱いテーマ例>

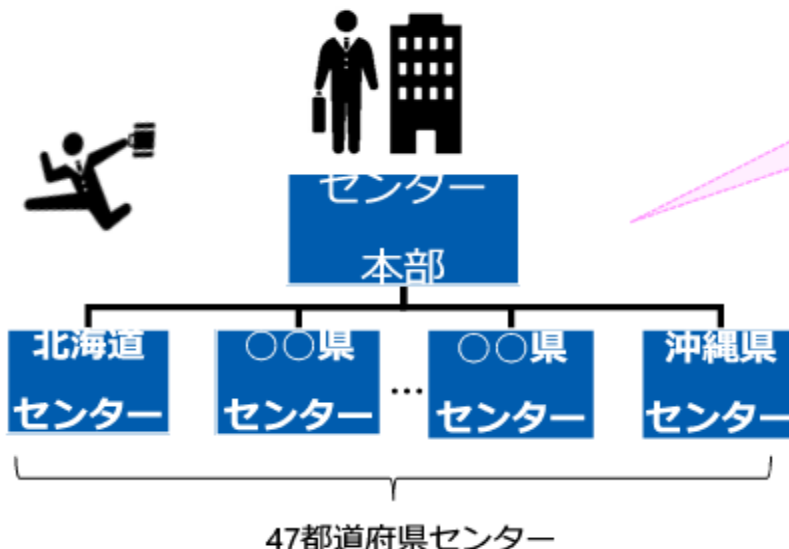
長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、様々な労働時間制度の運用、人手不足解消に向けた雇用管理改善、その他ジョブ型人事指針など雇用・労働関係

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- ・ 中小企業等の求めに応じ、訪問・オンラインコンサルティング等の伴走型支援を実施
- ・ セミナーの実施

中小企業等

働き方改革推進支援センター



- ・ サイト等の運営による周知啓発、総合的な情報発信
- ・ 専門家研修の実施（職務分析・職務評価等）

・ 来所、電話、メールによる相談

- ・ 商工団体等と連携した、中小企業等に対するセミナーの開催

実施主体：国から民間業者へ委託

事業実績(令和6年度): 窓口等における個別相談件数 約37,000件、コンサルティングによる相談件数 約33,000件